

平成26年8月君津郡市広域市町村圏事務組合議会
定 例 会 議 録

1. 招集日時 平成26年8月4日(月)午後4時

1. 招集場所 木更津市役所 4階会議室

1. 出席議員 12名

1番 服部 善郎 君	2番 滝口 敏夫 君
3番 大野 俊幸 君	4番 鈴木 洋邦 君
5番 安藤 敬治 君	6番 榎本 貞夫 君
7番 高橋 恭市 君	8番 鈴木 幹雄 君
9番 石井 志郎 君	10番 出口 清 君
11番 渡辺 盛 君	12番 佐久間 清 君

1. 欠席議員 なし

1. 説明のため出席した者の職氏名

管 理 者 渡辺芳邦 君	副 管 理 者 佐久間清治 君
教 育 長 初谷幹夫 君	監 査 委 員 影山敏雄 君
会 計 管 理 者 太田美夫 君	事 務 局 長 古神子隆夫 君
事 務 局 次 長 (事)企画財政課長 高橋武利 君	事 務 局 参 事 (事)児童発達支援 センター所長 堀切 修 君
総 務 課 長 小野一則 君	会 計 課 長 教 育 委 員 会 庶 務 課 長 小倉克之 君

1. 職務のため出席した者の職氏名

書 記 長 小曾根勝己	総務係長 鈴木伸房
事 務 員 友野千明	

○副議長(安藤敬治君) こんにちは。本日は、たいへんお忙しい中ご臨席賜りまして、誠にありがとうございます。本日、広報掲載のために議場内の写真撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

さて現在、組合議長が空席となっております。地方自治法第106条第1項の規定により、新議長が選出されるまで副議長の私が行いますので、よろしくお願いをいたします。

○副議長(安藤敬治君) ここで、新たな組合議会議員をご紹介します。本年5月14日付けで富津市議会議長となりました、鈴木幹雄君をご紹介します。

鈴木幹雄君、あいさつをお願いいたします。

○(鈴木幹雄君) ただいまご紹介いただきました、富津市議会議長の鈴木でございます。皆様の仲間入りをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い致します。

○副議長(安藤敬治君) 以上で紹介を終わります。

◎開会及び開議 午後4時00分

○副議長(安藤敬治君) ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより平成26年8月君津郡市広域市町村圏事務組合議会定例会を開会いたします。

◎議長の報告

○副議長(安藤敬治君) ここで、日程に先立ち諸般の報告をいたします。

地方自治法第292条の規定により準用する同法第121条の規定により、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表として配布しております。

次に、監査委員から、地方自治法第292条の規定により準用する、同法第235条の2第3項の規定により、平成25年度12月分から5月分及び平成26年度4月分、5月分の出納検査の結果報告書の提出がありました。お手元に配布いたしました印刷物によりご了承願います。

次に管理者より、平成26年7月18日付けをもって議案の送付があり、これを受理いたしましたのでご報告をいたします。議案につきましては、お手元に配布のとおりで

ございます。

◎議事日程の決定

○副議長(安藤敬治君) 本日の議事日程につきましては、会議規則第19条の規定により、印刷配布してございます。その順序に従いまして、会議を進めてまいりますのでご了承ください。

(参 照)

議 事 日 程 平成26年8月4日 午後4時 開会

- 日程第1 議席の指定
 - 日程第2 議長の選挙
 - 日程第3 会期の決定
 - 日程第4 会議録署名議員の指名
 - 日程第5 議案上程
 - 日程第6 提案理由の説明
 - 日程第7 議案審議 (議案第6号ないし議案第9号)
-

◎日程第1 議席の指定

○副議長(安藤敬治君) 日程第1、議席の指定を行います。
会議規則第3条の規定により、鈴木幹雄君を8番に指定いたします。

◎日程第2 議長の選挙

○副議長(安藤敬治君) 日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条に投票による選挙と指名推選による方法がありますが、従来例により指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(安藤敬治君) ご異議ないものと認め、指名推選により選出することに決定いたしました。どなたか議長のご指名をお願いいたします。

滝口敏夫君。

○2番(滝口敏夫君) 君津市の議長さんをお願いしたいと思います。

○副議長(安藤敬治君) ただいま滝口敏夫君より、私、安藤敬治を議長に推薦する発言がありましたが、ほかにご指名はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(安藤敬治君) ほかに指名がないようですので、お諮りいたします。ただいま指名のありました安藤敬治を、議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(安藤敬治君) ご異議ないものと認めます。よって私、安藤敬治が議長に当選いたしましたので、会議規則第30条第2項の規定により当選の告知をいたします。

○議長(安藤敬治君) それでは一言ごあいさつを申し上げます。ただいまは皆様方のご推挙を賜りまして、組合議会の議長に当選をさせていただきました。誠にありがとうございます。

本組合の発展はもとより、圏域発展のために全力で職務を全うする所存でございますので、これからもご指導、ご支援のほど切にお願いを申し上げまして、はなはだ簡単ではございますが、あいさつといたします。

◎議事日程の追加

○議長(安藤敬治君) ここでお諮りをいたします。副議長が議長に当選いたしましたので、副議長が欠員となりました。この際、副議長選挙を日程に追加し、日程の順序を変更して選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安藤敬治君) ご異議ないものと認めます。よって、副議長選挙を日程に追加し、選挙することに決定いたしました。日程の追加をいたします。日程第2の次に、日程第3、副議長の選挙を追加いたします。議事日程を配布してください。

(参 照)

議 事 日 程 平成26年8月4日 午後4時 開会

- 日程第1 議席の指定
 - 日程第2 議長の選挙
 - 日程第3 副議長の選挙
 - 日程第4 会期の決定
 - 日程第5 会議録署名議員の指名
 - 日程第6 議案上程
 - 日程第7 提案理由の説明
 - 日程第8 議案審議（議案第6号ないし議案第9号）
-

◎日程第3 副議長の選挙

○議 長(安藤敬治君) 日程第3、副議長の選挙を行います。

選挙の方法といたしましては、議長選挙と同様に指名推選により行いたいと思いたすが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(安藤敬治君) ご異議なしと認め、指名推選により選出することに決定いたしました。どなたか副議長のご指名をお願いいたします。

渡辺盛君。

○11番(渡辺盛君) 富津市の鈴木幹雄議員に副議長をお願いしたいと思いたす。よろしくをお願いいたします。

○議 長(安藤敬治君) ただいま渡辺盛君より、鈴木幹雄君を副議長に推薦する発言がありました。他に指名はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(安藤敬治君) ほかに指名がないようですので、お諮りいたします。

ただいま指名のありました鈴木幹雄君を、副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(安藤敬治君) ご異議ないものと認めます。よって、鈴木幹雄君が副議長に当

選をされました。会議規則第30条第2項の規定により、鈴木幹雄君に当選を告知いたします。ここで、当選されました鈴木幹雄君に承諾のあいさつをお願いいたします。

○8番(鈴木幹雄君) それでは自席より一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま、皆様方のご推挙を賜りまして、広域市町村圏事務組合の副議長に当選をさせていただき、誠に光栄に存じます。

副議長として、本圏域の更なる発展のため、全力で職務を全うしていく所存でございますので、皆様方の一層のご指導とご鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げ、たいへん簡単ではございますが、就任のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございます。

◎日程第4 会期の決定

○議長(安藤敬治君) 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。会期につきましては、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安藤敬治君) ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたします。

◎日程第5 会議録署名議員の指名

○議長(安藤敬治君) 日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、4番鈴木洋邦君、10番出口清君を指名いたします。

◎管理者あいさつ

○議長(安藤敬治君) ここで管理者から招集のごあいさつがあります。

渡辺管理者。

○管理者(渡辺芳邦君) 皆さんこんにちは。本日ここに、平成26年8月組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公務ご多忙中にもかかわらず、ご出席を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

今回の定例会に提出いたします案件は、4議案でございます。内容につきましては、後ほど提案理由の説明の際に申し上げることといたしますが、十分にご審議をいただきまして、全議案とも原案どおり認定、可決賜りますようお願いを申し上げさせていただきます。あいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎日程第6 議案上程

○議長(安藤敬治君) 次に日程第6、議案上程を行います。

送付されました、議案第6号からの議案第9号までの4議案を一括上程いたします。なお、議案の朗読につきましては、省略いたしますのでご了承願います。

(参 照)

君 広 総 第 1 6 9 号
平成26年7月18日

君津郡市広域市町村圏事務組合議会
副議長 安 藤 敬 治 様

君津郡市広域市町村圏事務組合
管理者 渡 辺 芳 邦

平成26年8月組合議会定例会に係る議案の送付について
平成26年8月4日開会の組合議会定例会に係る下記の議案を送付いたします。

記

- 議案第6号 平成25年度君津郡市広域市町村圏事務組合歳入歳出決算の認定について
- 議案第7号 平成26年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第1号)
- 議案第8号 君津郡市広域市町村圏事務組合手数料条例の制定について
- 議案第9号 君津郡市広域市町村圏事務組合職員の地域手当の支給の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第7 提案理由の説明

○議長(安藤敬治君) 次に、日程第7、議案提案理由の説明を求めます。

渡辺管理者。

○管理者(渡辺芳邦君) それでは、提案理由のご説明を申し上げます。

本日、ご提案をいたしました案件は、議案第6号から議案第9号の4議案でございます。以下、その案件につきまして、順次提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第6号 平成25年度君津郡市広域市町村圏事務組合歳入歳出決算の認定についてでございます。平成25年度の一般会計について、監査委員の意見を付して、議会の認定を受けようとするものでございます。

次に、議案第7号 平成26年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第1号)でございます。歳入歳出予算の総額に、980万7,000円を追加し、補正後の予算総額を8億3,612万3,000円にしようとするものでございます。

次に、議案第8号 君津郡市広域市町村圏事務組合手数料条例の制定についてでございます。地方自治法第227条の規定により徴収する手数料に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定しようとするものでございます。

最後に、議案第9号 君津郡市広域市町村圏事務組合職員の地域手当の支給の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。地域手当を減じる特例期間を、平成27年8月31日まで延長するため、関係条文の整備をしようとするものでございます。

細部につきましては、事務局長から補足説明を申し上げますので、十分ご審議のうえ、原案どおり、認定、可決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしく申し上げます。

◎日程第8 議案審議

○議長(安藤敬治君) 以上で提案理由の説明が終了しましたので、日程第8、議案審議を行います。初めに議案第6号 平成25年度君津郡市広域市町村圏事務組合歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

古神子事務局長。

○事務局長(古神子隆夫君) 議案第6号 平成25年度君津郡市広域市町村圏事務組合歳入歳出決算の認定についての補足説明を申し上げます。別冊の、平成25年度君津郡市広域市町村圏事務組合決算書の、4ページと5ページをご覧いただきたいと存じます。

歳入よりご説明を申し上げます。歳入総額は、予算現額8億4,108万4,000円に対しまして、収入済額は8億4,524万8,553円となっております。予算現額と比較しますと、416万4,553円の増額となっております。

科目別に主なものをご説明いたします。1款分担金及び負担金、1項負担金ですが、これは構成4市の負担金と天羽養護老人ホーム措置費負担金及び児童発達支援センターきみつ愛児園給付費負担金でございます。予算現額との比較では、100万4,544円の増額となっており、理由といたしましては、通園施設の授業の出席率が、見込みより多かったことにより、通園施設給付費負担金が225万5,681円の増となったこと、また一方で天羽養護老人ホームの入所者が、死亡等による退所者に対し新たな入所者が少なかったことにより、措置費負担金が125万1,137円の減額となりまして、差し引きで増額となったものでございます。

2款使用料及び手数料1項使用料ですが、予算現額との比較では、261万422円の増となっております。理由といたしましては、夜間急病診療所の利用者数の増によるものでございます。

なお、収入未済額5万5,750円につきましては、平成18年度から平成20年度までの2名分の知的障害児通園施設使用料滞納繰越分でございます。滞納者への電話、文書催告などを行いましたが、結果的に納付に至らなかったところでございます。引き続き全額徴収に向けまして、更に努力して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次きまして、6ページと7ページの歳出をご覧いただきたいと存じます。

歳出総額は、予算現額8億4,108万4,000円に対しまして、支出済額は8億587万851円で、執行率は95.8%となっております。歳出の主なものは、一般職の職員39名の人件費で、3億2,619万6,423円、歳出に占める割合は、40.5%でございます。

事業といたしまして3款民生費1項社会福祉費は、1億9,091万9,468円で、

このうち天羽養護老人ホーム指定管理料として、1億6,128万7,000円を支出しております。

2項児童福祉費は、児童発達支援センターきみつ愛児園に係る経費でございます。

3項福祉施設助成費は、福祉施設建設補助金で、助成の対象となりました施設は、1施設でございます。

4款衛生費は、1億9,376万2,175円で、夜間急病診療所経費4,733万6,079円及び、二次待機施設経費1億4,642万円が主な経費でございます。

5款教育費は、結核対策委員会及び視聴覚教材センターに係る経費でございます。

6款公債費は、組合事務所建設事業に伴う、地方債の元利償還金でございます。

以上の結果、歳入歳出差引残額は3,937万7,702円で、全て平成26年度への繰越となります。

決算の説明は以上でございますが、詳細につきましては、12ページから25ページの歳入歳出決算事項別明細書に記載のとおりでございます。また、主要施策成果説明書は、37ページから44ページに記載してございます。

私からの補足説明は、以上でございます。

○議長(安藤敬治君) 補足説明が終わりました。

次に、平成25年度君津郡市広域市町村圏事務組合歳入歳出決算審査意見書が提出されておりますので、監査委員の報告を求めます。

影山監査委員。

○監査委員(影山敏雄君) ただいま認定に付されております、平成25年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計の決算審査の概要につきまして、ご報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づいて審査に付された、平成25年度一般会計の歳入歳出決算審査結果につきましては、お手元に配布いたしました決算審査意見書のとおりでございます。

審査にあたりましては、財務に関する事項は関係法令に適合しているか、決算の計数は正確であるか、また地方自治法第2条第14項及び同条第15項並びに、地方財政法第4条の趣旨に基づいて予算執行がなされているか、などを審査の主眼に置きまして、定期監査等の状況も踏まえ、関係職員から詳細な説明を聴取し、慎重に審査をいたしました。

審査の結果につきましては、書類は各法令に準拠して作成されており、決算に関する計数は正確でございました。予算につきましては、適法かつ効率的に執行され、概ね所期の目的を達成しているものと認めた次第でございます。

以上、簡単ではございますが、決算審査の報告とさせていただきます。

○議長(安藤敬治君) 決算審査の報告が終わりましたので、質疑を行います。
質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安藤敬治君) 質疑がないようですので、討論を行います。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安藤敬治君) 討論もございませんので、採決を行います。

議案第6号 平成25年度君津郡市広域市町村圏事務組合歳入歳出決算の認定についてを、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(安藤敬治君) 挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第7号 平成26年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

古神子事務局長。

○事務局長(古神子隆夫君) 議案第7号 平成26年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第1号)につきまして、補足説明を申し上げます。

別冊の、補正予算書1ページをご覧くださいと存じます。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に980万7,000円を追加し、予算総額を8億3,612万3,000円にしようとするものでございます。

次に6ページをご覧ください。まず歳入でございますが、2款使用料及び手数料、1項使用料、2目児童福祉施設使用料、2節児童福祉施設使用料滞納繰越分につきましては、平成25年度分の滞納繰越額が確定となりましたので、5万4,000円を計上しようとするものでございます。また、2項手数料、3目民生手数料、1節社会福祉手数料の補正予算額1,000円は、このあとご審議いただきます、君津郡市広域市町村圏事務組合手数料条例に係る、社会福祉法人の証明書の手数を科目設定するものでご

ざいます。

7ページをご覧ください。4款繰越金につきましては、先ほど平成25年度決算で認定いただきました余剰金との差額であります972万2,000円を追加し、3,937万7,000円にしようとするものでございます。

6款寄附金は、組合が行う福祉事業に資する事を目的として、かずきエフエム株式会社から、5月に開催されましたイベントにおいて3万円の寄附があり、これを受け入れしましたので、補正しようとするものでございます。

次に歳出をご説明申し上げますので、8ページをご覧くださいと思います。

1款議会費は、先の4月の人事異動及び退職手当負担金の積算方法変更に伴い、一般職人件費を59万4,000円減額するものでございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましても、人事異動等に伴い一般職人件費を116万4,000円増額するものでございます。また5目会計管理費は、会計部門の事務所の移転に伴い、電話料及び複写機使用料として、11万2,000円増額するものでございます。

9ページをご覧ください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費につきましても、人事異動等に伴い一般職人件費を26万4,000円減額するものでございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費も、人事異動等に伴い一般職人件費を286万1,000円減額するものでございます。

10ページをご覧ください。3項老人福祉費、1目老人福祉総務費も、人事異動等に伴い一般職人件費を58万2,000円減額するものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は、当初一般職2名の人件費を計上いたしましたが、うち1名は臨時職員で対応することとしたので、一般職人件費1,014万3,000円の減額をするものでございます。

11ページをご覧ください。5款教育費、2項社会教育費、1目社会教育総務費につきましても、人事異動等に伴い一般職人件費を574万3,000円減額するものでございます。2目視聴覚教材センター費は、会計部門の事務所移転に伴い、電話料を2款総務費の会計管理費に組み替えるため6万6,000円の減額をするものでございます。

最後に、予備費につきましては、歳入補正増額分980万7,000円に歳出補正減

額分1, 897万7, 000円を加えた2, 878万4, 000円を予備費に計上しようとするものでございます。

私からの補足説明は、以上でございます。

○議長(安藤敬治君) 補足説明が終わりましたので、質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(安藤敬治君) 質疑がございませんので、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安藤敬治君) 討論もございませんので、採決を行います。

議案第7号 平成26年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第1号)を、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(安藤敬治君) 挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 君津郡市広域市町村圏事務組合手数料条例の制定についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

古神子事務局長。

○事務局長(古神子隆夫君) 議案第8号 君津郡市広域市町村圏事務組合手数料条例の制定についての補足説明を申し上げます。

議案書の2ページをご覧ください。社会福祉法人の証明等を発行する際の手数料に関し、必要事項を定めようとするものであります。

第1条は趣旨規定でございまして、地方自治法第227条の規定により徴収する手数料について、この条例で定めることを規定したものでございます。

第2条は、証明手数料の種類及び金額を定めたものでございます。

第3条は証明書の範囲を、第4条は手数料を徴収する時期を、第5条は郵送等による場合の送付に要する費用を徴収できる旨を、それぞれ定めたものでございます。

第6条は、管理者が特に必要と認めた場合の手数料の減免について定めたものでございます。

なお、この条例は、平成26年9月1日から施行しようとするものでございます。

私からの補足説明は 以上でございます。

○議 長(安藤敬治君) 補足説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(安藤敬治君) 質疑がございませんので、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(安藤敬治君) 討論もございませんので、採決を行います。

議案第8号 君津郡市広域市町村圏事務組合手数料条例の制定についてを、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議 長(安藤敬治君) 挙手全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 君津郡市広域市町村圏事務組合職員の地域手当の支給の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

古神子事務局長。

○事務局長(古神子隆夫君) 議案第9号 君津郡市広域市町村圏事務組合職員の地域手当の支給の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についての、補足説明を申し上げます。

議案書の4ページをご覧ください。今回の改正は、一般職の職員の地域手当の特例に関する改正でございます。一般職の職員の地域手当の支給につきましては、本則で支給率を5%としておりますが、現在は特例条例により平成21年9月以降、支給率を本年8月まで2%としております。本議案は、本年8月31日の特例条例の失効後の一般職の職員の地域手当の支給について、支給割合の特例措置の期間を平成27年8月まで1年間延長しようとするものでございます。改正部分の新旧対照表につきましては、次ページをご覧くださいと存じます。

私からの補足説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議 長(安藤敬治君) 補足説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(安藤敬治君) 質疑がございませんので、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安藤敬治君) 討論もございませんので、採決を行います。

議案第9号 君津郡市広域市町村圏事務組合職員の地域手当の支給の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(安藤敬治君) 挙手全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の日程をすべて終了いたしました。

◎管理者あいさつ

○議長(安藤敬治君) ここで閉会にあたりまして管理者からごあいさつがございます。渡辺管理者。

○管理者(渡辺芳邦君) 議員の皆様には、慎重なるご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。お陰様をもちまして、提出いたしました全議案とも原案どおり認定、可決をいただきまして、重ねて御礼を申し上げます。

本組合の運営につきまして、今後とも皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げまして閉会のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

◎閉会

○議長(安藤敬治君) これをもちまして、平成26年8月君津郡市広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。ご苦勞様でございました。

午後4時30分 閉会